

も提訴しました。最終的には、全国12地裁（支部含む）に39名が提訴し、うち6名が最高裁大法廷判決を聞く前に亡くなりました。

### 3. 請求原因と侵害された権利

訴え提起にあたり、弁護士は請求原因をどうするか悩みました。強制不妊手術が不法行為であることは明白ですが、除斥期間（旧民法724条後段）の壁がありました。

そこで、当初は、除斥期間の起算点をずらすため、国会の立法不作為、厚生大臣の不作為を不法行為としました。

侵害された権利は、憲法13条及び14条1項違反を主張しました。13条の具体的権利については、当初「リプロダクティブ・ライツ（子を産み育てるかどうか自由な意思に基づき決定する権利）」を主張し、その後、人生被害（人としての尊厳の毀損）であることも追加しました。最終的に最高裁は、「意思に反して身体への侵襲を受

けない自由」が侵害されたと認めました。

### 4. 原告の主張と国の反論

国は、優生保護法の違憲性について一貫して認否しませんでした。裁判所から認否を求められても認否せず、除斥期間の適用のみ主張しました。

### 5. 全国の裁判の経過

平成31年5月に出た仙台地裁での初めての判決は、旧優生保護法の違憲性を認めましたが、結論は請求棄却でした。その後、東京、大阪、札幌、神戸の各地裁で原告は負け続けました。東京地裁以外には旧優生保護法の違憲性を認めつつも、除斥期間の適用により棄却されました。

### 6. 高い除斥期間の壁

旧民法724条後段を除斥期間とした最判平成元年12月21日が大きな壁となりました。除斥期間の例外を認めた判例は2つしかありません。いずれも加

害者の行為を原因として権利行使出来ない状況が生じている事案で、除斥期間を適用することが著しく正義・公平の理念に反するとして、権利行使可能となった時から6か月は除斥期間の効果が発生しないとするものです。

弁護士は、それまで起算的をずらすことで除斥期間の適用を受けないとする「入口論」を考えていました。控訴審では、民法学者の方々から意見をもらい、一定期間除斥期間の適用を制限するといふ「出口論」に主張を変えました。

### 7. 大阪高裁、東京高裁での逆転勝訴判決

令和4年2月、大阪高裁が初めて原告の請求を認める判決を出しました。その理由は、「出口論」の考え方に立つものでした。しかし、制限される期間は「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間」という制限が課されたため、この基準では救われる被害者が救済される判断でした。

### 10. 最高裁判決後の動き

最高裁判決後、岸田文雄総理大臣、小泉龍司法務大臣が原告らに面会して直接謝罪しました。最高裁判決を受けて、最高裁に上告されていた訴訟（原審原告勝訴）は上告不受理となり、その他の訴訟は国と和解のための合意書を締結し、各地で和解し終了しました。

と救われない被害者が出ることになる問題がありました。その後、東京高裁でも「出口論」の考え方で原告の請求を認め、熊本、静岡、仙台（二次訴訟）の各地裁、大阪高裁（一番神戸地裁）で原告勝訴が続きました。

### 8. 二つの仙台高裁判決

原告勝訴の流れが続いたため、佐藤さん飯塚さんの控訴審判決も逆転勝訴になると期待しましたが、令和6年6月、仙台高裁（石栗正子裁判長）は、控訴を棄却しました。考え方は「出口論」に立ちつつも、佐藤さん、飯塚さんが手術をされた10代の頃には不妊手術、優生手術を受けたことを認識したと認定しました。しかし、同年10月、同じ仙台高裁（小林久起裁判長・二次訴訟控訴審）は、旧民法724条後段は時効を定めたものであるとし、国が原告らの請求権が消滅したと主張することは権利の濫用として許されないと判断しました。小林裁判長は期日において、「本件で、

正義公平の観点からして、国の責任を免れさせて良いのか」と原告・弁護士団の思いを代弁してくれました。

### 9. 最高裁大法廷判決

原告が勝訴した大阪、東京、札幌、大阪（一番神戸地裁）と原告が敗訴した仙台の5事件が最高裁に係属しました。

令和6年7月3日、最高裁大法廷は、旧優生保護法はその立法目的が憲法13条、14条1項に違反するとし、最判平成元年12月21日判決を変更し、除斥期間の適用例外を認めました。15人の裁判官全員一致でした。

その理由は、①本件では法律関係の安定という除斥期間の趣旨が妥当しない、②長期間にわたり重大な人権侵害を行った国の責任は極めて重大である、③被害者らが損害賠償請求権を行使することは極めて困難だった、④国会による適切な立法裁量権が行使されなかったとして、原告らの損害賠償請求権が除斥期間の経過により消

滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し到底容認することができない。以上から、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し権利濫用として許されないとなりました。原告・弁護士団が求めていた、優生保護法に基づく手術被害者すべてが救済される判断でした。

### 1. 裁判員制度導入が

#### 刑事司法に与えた影響

裁判員制度は平成21年5月21日に施行され、本年（令和6年）、15年を迎えた。

裁判員制度導入を契機として、公判中心主義、直接主義・口頭主義といった刑事訴訟の理念が意識されるようになり、法廷で見られる景色は相当変わった。キーワー

講演

## 裁判員制度15年を迎えて思うこと

仙台高等検察庁検事長 鈴木 眞理子

ドは、「核心司法」と「見て聞いて分かる証拠調べ」である。

「核心司法」とは、裁判官裁判の下での「精密司法」（＝具体的事実や背景事情をできる限り解明する）に対する概念であり、「公訴事実（起訴状記載の事実）」と「重要情状事実（犯情）」を主張・立証し、判決もそれに基づいてなされる。「見て聞いて分かる取調

べ」とは、裁判官裁判の下では判断者（裁判官）が裁判官室で記録を読み込んで心証を形成していたのに対し、裁判員裁判においては判断者（裁判官＋裁判員）が法廷での証拠調べに基づきその場で心証を形成することから、文字通り、法廷で見た耳で聞いただけでなく理解でき、心証形成できるような証拠調べを指す。

証拠調べを指す。

## 2. 検察として取り組んできたこと

一般国民が判断者に加わるという裁判員裁判の特性を踏まえて、検察においても様々な取組・工夫を行ってきた。その例をあげると、以下のようなものである。

- ① 証拠の厳選、統合捜査報告書等による分かりやすい形式での証拠提出
- ② 一覧性のある冒頭陳述・論告ペーパーの作成、平易な表現による説明
- ③ 事案の内容に応じ、書証(鑑定書や供述調書)に代え、人証(証人)による立証
- ④ 専門知識のない裁判員にも分かりやすい尋問

最高裁の調査結果報告書(令和4年度、5年度)によれば、裁判員経験者において、「法廷での検察官の説明等が分かりやすかった」との回答が、いずれの年度も69・4%であり、検察の取組が所期の成果をあげているものと思われる。

## 3. 近年の制度運用上の課題とその対策

裁判員制度については、「導入以来おおむね安定的かつ順調に運営されている」(最高裁長官による令和6年憲法記念日記者会見発言等)と評価されているが、課題もある。裁判員候補者の辞退率の上昇(平成21年の53・1%から令和5年は66・9%へ)、公判審理期間の長期化、公判前整理手続期間の長期化などであり、それらの課題は相互に関連している。平均審理期間は、裁判員裁判で否認事件が本格的に審理されるようになった平成22年が8・3月であったのに対し、令和4年には13・8月と大幅に長期化しているが、裁判に従事すべき期間が伸びたことは裁判員の参加の難しさに繋がっており、辞退率の上昇の一因となっていると思われる。

最大の課題は、公判前整理手続期間の長期化である。公判前整理手続(以下「公判前」という。)とは、公判開始前に事件の争点及び証拠を整理するために行う準備手

続であるが、公判前期間の平均は、平成22年の5・4月から令和4年には11・5月と2倍以上に伸びており、否認事件に限ると、6・8月から14・0月へと長期化している。また、裁判員制度施行から令和6年8月までに判決が言い渡された事件のうち、公判前期間が3年を超えるものが42件(速報値)あり、現在係属中の事件の中にも相当数存在するものと思われる。公判前が長期化することにより、証人の記憶が減退したり、証人が死去したり所在不明となつて、証言を得ることができなくなり、適切な事実認定が困難となるおそれがある。

その要因を検討するに当たっては、裁判員制度導入と時を同じくして、社会状況や司法制度に大きな変化があったことに着目する必要がある。すなわち、社会状況に関しては、科学技術の進展や情報通信技術の革新等により、科学的捜査が拡充され、従来は判明しなかつた情報が事後的に把握可能となつたほか、鑑定や鑑識技術も大

られる。

このように公判前の長期化には複数の要因があり、これを短縮することは容易ではない。もともと、個別に見ると、上記の弁護戦術に對しては、事案や争いの内容に依じた柔軟な対応(任意開示による対応や、早期の主張明示とそれに伴う主張関連証拠開示請求)を求めたいし、裁判所による詳細すぎる争点整理に関しては、公判前の着地点を、争点と結論への分岐点が分かり、その判断に必要な証拠と審理日程が確定できれば良しとすべきではないかと考える。統合捜査報告書の多用についても、これを改め、原証拠の抄本化等に対応することによって、いくばくかの短縮化が図られるのではないか。

## 4. 裁判員制度15年を迎えるの所感

裁判員制度施行当初にある地裁での裁判員裁判第一号事件に検察官として立ち会った立場からは、裁判員裁判の変容を実感してい

る。制度開始時には、「法曹三者で裁判員制度を円滑に運用しよう。成功させよう」という強い思い、言い換えれば熱意があった。法曹三者ともに手探りで試行錯誤する中で、争点を明確にし焦点を当てた審理を行うため、検察官と弁護人が互いの手の内を見せ合うといった、従来考え難かつたことも行われた。私自身、公判開始前に、弁護人と双方の冒頭陳述案を交換し、争点の記述が合合しているか、分かりにくい表現はないかなどの意見交換をした経験がある。まさに、法曹三者が裁判員制度の円滑な遂行という共通の目的に向かつて協働するという新しい風景があり、新しい時代が始まったという感慨があった。

制度施行15年を迎えた現在、良くも悪くも、法曹三者のいずれも裁判員制度慣れしたように思われ、かつての熱意を感じることはない。「良くも」の面としては、裁判員裁判がある程度パターン化して試行錯誤が減り、事実認定・量刑ともに安定的に運用されてい

る。他方、「悪くも」の面として、証拠の厳選や争点に特化した証拠調べに関し、余りに絞り過ぎて必要な立証が制限されていないかとの疑問がある。また、本来、事件は1件1件違うものであり、被告人にとつても被害者にとつても一期一会のもののはずであるのに、事件が類型化・抽象化され、顔のないのっぺらぼうの事件になっていくのではないか。公判前で細部まで詰めることにより、公判が予定調和的になっていくようにも感じられる。

刑事訴訟の目的は、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現すること」(刑訴法1条)である。公判中心主義・直接主義・口頭主義、核心司法といった理念も、真相解明に資するものである必要がある。検察としては、被疑者等の人権を尊重するのは当然の前提として、様々な社会情勢や制度変化の影響を受けつつも、迅速かつ徹底した捜査によって事案の真相を解明するという基本に変わりはない。その上で、

裁判員に適切な判断をしてもらえよう。なお、以上述べたことはあくまでも私見であり、最高検等の公式見解ではないことを付言する。

